

藤枝市と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、相互に協力・連携し、藤枝市の一層の活性化と市民サービスの向上に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、双方の資源や機能等を活用して幅広い分野で協力し、相互の発展並びに安全・安心で利便性の高い暮らしの実現、持続力のある地域社会の発展に貢献することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 安全・安心で利便性の高い暮らしの実現に関すること。
- (2) 生活・交通インフラの構築などまちづくり、地域振興に関すること。
- (3) 高齢者見守り、雇用対策など高齢化社会への対応に関すること。
- (4) 子育て支援や子供の見守り、青少年の健全育成に関すること。
- (5) 障害者の支援に関すること。
- (6) 健康・予防、健康増進、食の安全に関すること。
- (7) 食育、地産地消の推進、市產品の販売促進に関すること。
- (8) 環境の保全と共生に関すること。
- (9) 危機管理及び災害対策、防犯に関すること。
- (10) 教育、人材育成に関すること。
- (11) その他、市民サービスの向上のため、相互に連携及び協力が必要と認められる事項に関するこ。

（協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了

する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年7月19日

静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号

（甲）藤枝市

藤枝市長

北村 正平



東京都千代田区二番町8番地8

（乙）株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役社長 古屋 一樹

